

平成 29 年度第 2 回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議 事 要 旨

- 1 日時 平成29年11月 9 日（木）午後 7 時00分～午後 8 時15分
- 2 場所 昭島市役所 3階 庁議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
大野会長、田中副会長、安藝委員、江本委員、金子委員、齊藤委員、榊委員、本多委員
 - (2) 説明員
保健福祉部：佐藤部長、保健福祉部生活福祉課：荻野課長、久保田係長
 - (3) 事務局
企画部法務担当：乙幡課長、指田係長、中村主事、井上主事
- 4 傍聴者 0名
- 5 議題
 - (1) 諮問第61号 「個人情報の外部提供について」
 - (2) 平成28年度中に住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情及びその処理の内容について（報告）
 - (3) 平成28年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）
- 6 議事要旨

会 長 諮問第61号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 災害対策基本法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき、避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供が求められている。この名簿情報の提供については、条例に特別の規定がある場合を除いて本人の同意を得る必要があるという規定になっているが、この条例に特別の規定がある場合には、個人情報保護条例で定められた一定の手続を経た場合なども含まれることが国からの通知で明らかとなっている。このことから、条例第13条第2項第6号の規定に基づき、意見を求めるものである。

避難行動要支援者の範囲については、現時点で要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかである者をはじめ、諮問の別紙（5）①から⑥までの者を想定している。避難支援等関係者の範囲であるが、自治会については今現在内容を調整中だが、その他については一定の理解をもらっている。名簿登載者数は、約5,000人を見込んでおり、対象者数が多いため、システムの導入を検討している。実施時期については、平成30年度中を予定している。

会 長 本件について意見、質問等求める。

委 員 名簿登載者全員を支援するには、地域住民全体の協力が必要と考えるがどうか。

説明員 家族の有無等の状況により支援の必要性には個人差があるため、必ずしも名簿登載者すべてに支援が必要ということではない。また、災害発生時にはその他の団体にも名簿を提供し、多くの方々の協力を得ながら災害対策を行うことを想定している。

委員 避難支援等関係者の範囲にある自主防災組織とは、どのような組織か。

説明員 任意の団体であり、現在市内に104の団体が存在する。災害発生時には、多くの人手が必要となることから、地域防災計画のなかで避難支援等における地域の主力と位置付けている。

委員 名簿には多くの個人情報を含んでいるが、提供内容等に制限はあるか。

説明員 提供する名簿は、それぞれの担当地域の名簿のみである。また、名簿を提供する際には協定等を締結する予定であり、協定等には名簿の複写の制限や管理責任者の設置等を盛り込むことを検討している。

委員 名簿の更新は、どのくらいの頻度で行うか。

説明員 年に1回名簿全体の交換をすることを基本とし、定期的に最新情報を提供することを考えている。現在システムの導入を検討しているため、システムの仕様等を踏まえて可能な限り最新の情報を提供できるよう調整する。

委員 名簿の提供を拒否した者の対応をどうするか。

説明員 本人からの申請で事前に提供する名簿からは当該者の情報を消去するが、災害発生時に備えて市で管理する名簿には登載することになる。

委員 名簿の事前提供について、どのように周知を図る予定であるか。

説明員 市の広報やホームページに掲載する予定だが、個別に文書等で通知するかは検討中である。

委員 名簿にはセンシティブな情報が含まれていることから、本人の意思を確認することが原則になると考える。

委員 自主防災組織の構成員は、あくまで普通の市民であることから、名簿提供には慎重であるべきだと考える。

委員 名簿には極めて重要な個人情報を含んでいる反面、避難支援等にはなるべく多くの方が関わる必要がある。この点をどのように両立させるつもりか。

説明員 センシティブな情報であることは、十分に理解している。提供先において適切に管理がなされるよう、庁内の検討会議で協定等の内容を精査している。可能な限りしっかりとした枠組みを設けたうえで対応を図りたい。

会長 災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するためという目的自体は正当だが、提供される情報がセンシティブな情報であることから、事前の情報提供についての本人の同意を得ることを基本に据えるということで、ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、条件付帯で了承する。

会長 次に、報告案件について、事務局に報告を求める。

(議題(2)及び(3)について事務局より報告があった。)

会長 ただいまの報告について、質問等はあるか。

委員 公文書開示請求及び個人情報開示請求の請求者数はどのくらいか。

事務局 公文書開示請求は15名、個人情報開示請求は18名である。

委 員 職員に対して文書管理に関する研修を実施しているか。

事務局 総務部情報推進課で一定程度の研修を実施している。

委 員 情報公開条例や個人情報保護条例が整備されていたとしても、前提となる文書管理が適切にな
されていないと運用が曖昧になる恐れがあるため、文書管理を徹底してもらいたい。

事務局 情報セキュリティポリシーに基づく管理が徹底されるよう担当課を通して指導していく。

会 長 これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。